

事務連絡
平成 26 年 10 月 10 日

各都道府県介護保険・高齢者保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る
情報提供について

介護保険・高齢者保健福祉の推進につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活扶助基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で平成 25 年 2 月 5 日に「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を申し合わせているところです。

今般、厚生労働省から「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成 26 年 9 月 29 日付け厚生労働省発社援 0929 第 4 号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）を発出し、各地方自治体に対し、改めて、政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で適切に御判断いただくよう、依頼を行っているところです。

つきましては、今回、次官通知においても各地方自治体内において広範な周知をお願いしているところですが、念のため貴部局に直接情報提供いたしますので、内容を御確認いただいた上で介護保険・高齢者保健福祉部局においても適切に御判断・御対応いただくとともに、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）への周知に御配慮をお願い致します。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）

生活扶助基準については、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準への見直しを行うこととしています。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府としてはできる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で対応方針（以下「政府の対応方針」という。）（別添1）を確認しています。

また、これまで各地方自治体に対しては、当職から通知^{*}を発出し、政府の対応方針をお示しするとともに、その趣旨を御理解いただき、地方自治体で独自に実施されている事業についても適切に御判断・御対応いただくようお願いさせていただいたところです。

今般、政府においては、平成27年度予算の概算要求を行ったところであり、今後、予算編成に向けた作業を進めていくこととなりますが、各地方自治体におかれましても、改めて、政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で、適切に御判断・御対応いただきますようお願いいたします。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度の例（別添2）を添付しておりますので、各地方自治体におかれては、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、御配慮をお願いいたします。

※「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日付け厚生労働省発社援0516第2号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年9月3日付け厚生労働省発社援0903第1号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成26年4月15日付け厚生労働省発社援0415第1号厚生労働事務次官通知）

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 
- 25年度は影響は無い。
 - 26年度以降の税制改正において対応。
 - 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
 - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度について

平成26年度の国の対応の例

①生活扶助基準を参照しているもの

生活保護受給者に特例的な取扱いをしているもの

例) 小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業
就学援助制度における学用品費等の支給 等

<小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業>

・生活扶助基準の見直しにより保護廃止となる者について、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、自己負担を無料とする取扱いができるようにすることにより、生活扶助基準見直しによる影響が及ばないようにする

<就学援助制度における学用品>

・25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱い

<児童保護費等負担金等>

・「一般生活費」等については、これまでに準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、生活扶助基準を参照することを見直した上で、子どもの生活に必要な物品等の物価動向を反映

<戦傷病者特別援護法に基づく療養手当>

・従来、生活扶助基準のスライド率を用いて改定してきたが、受給者の状況に配慮し、国民の消費動向等を勘案した分についてのみ改定(生活扶助基準のスライド率は反映させず据え置き)

<個人住民税の非課税限度額>

・平成26年度税制改正において住民税非課税限度額は据え置き

<介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等>

・平成26年度税制改正において住民税非課税限度額が据え置きとされたことを踏まえ、対象者等の設定については、変更せず

<国民年金保険料の申請免除>

・平成26年度税制改正において住民税非課税限度額が据え置きとされたことを踏まえ、金額の設定については、据え置き

金額の設定に当たり生活扶助基準を参照しているもの

例) 児童保護費等負担金等(児童養護施設等の運営費)
戦傷病者特別援護法
個人住民税の非課税限度額 等

②住民税非課税限度額を参照しているもの

対象者等の設定に当たり住民税非課税世帯等を参照しているもの

例) 介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等

金額の設定に当たり住民税非課税限度額を参照しているもの

例) 国民年金保険料の申請免除

【別添2：平成26年度の国の対応の例】